



資料 2

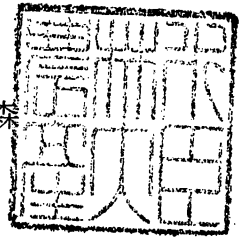
14 総合第 5687 号

平成 15 年 3 月 26 日

農林物資規格調査会

会長 本間 清一 殿

農林水産大臣 大島 理森



有機畜産物の日本農林規格及び有機畜産物加工食品の日本農林規格の
制定について（諮問）

下記の日本農林規格を制定する必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

有機畜産物の日本農林規格

有機畜産物加工食品の日本農林規格

有機畜産物 J A S 規格等の制定について

1. 背景・趣旨

平成13年7月にコーデックス委員会（FAO/WHO 合同食品規格委員会）において有機畜産物の国際的基準が採択されたこと、（社）中央畜産会において有機畜産物の J A S 規格制定の必要性が盛り込まれた「有機畜産に関する検討とりまとめ」が公表されたことを踏まえ、平成15年3月から農林物資規格調査会において有機畜産物等に関する J A S 規格の制定に向けた検討が開始されました。

2. 有機畜産物に係る J A S 規格の検討

農林物資調査会部会において、有機食品に関する国際基準であるコーデックスガイドラインに準拠しつつ、消費者の信頼性の確保、我が国の畜産業の実情の反映等に配慮した規格の制定を図るため、生産者、農業団体、実需者、消費者、有識者等の幅広い委員に8回にわたりご議論頂き、昨年3月に生産及び加工の基準等を規定した「有機畜産物」及び「有機加工食品」の J A S 規格案が了承されたところです。

（規格案のポイントは別紙参照）

3. 有機飼料に係る J A S 規格の検討

我が国の畜産農家は飼料を外部から購入する割合が高いことから、購入飼料に係る有機性を担保するために調査会部会（有機飼料部会）を別途立ち上げて検討を行い、昨年2月に有機飼料の生産及び加工の基準等を規定した「有機農産物飼料」及び「有機加工飼料」の J A S 規格案が了承されたところです。

（規格案のポイントは別紙参照）

有機畜産物等に係るJAS規格(案)のポイントについて

1. 有機畜産物のJAS規格(案)のポイント

(1) 対象となる家畜・家きんの種類

①家畜：牛、馬、めん羊、山羊及び豚

②家きん：鶏、うずら、あひる及びかも（アイガモを含む）

(2) 有機飼料の給与

① 家畜糞尿の還元等により土作りを行い、原則として過去2年以上化学肥料及び農薬を使用せずに生産された農産物由来の飼料を給与すること。

② 遺伝子組換え技術を用いて生産された飼料、動物由来飼料（乳及び水産物を除く）及び抗生物質を含む飼料は使用禁止。

(3) 生理学的・行動学的要求を尊重した飼養管理

① 畜舎及び野外の飼育場は、畜種等に応じた一頭当たりの最低面積が確保されていること。

② 野外の飼育場へ自由な出入りが可能であるか、週2回以上出すこと。

③ 安全又は健康の確保、識別、外科的去勢以外の目的で、家畜・家きんを故意に傷つけないこと。

(4) 動物用医薬品の使用制限

① 適切な飼養管理により疾病予防に努め、動物医薬品の使用を避けること。

② ワクチン等を除き動物用医薬品及び抗生物質の予防目的での使用は禁止。治療目的でこれらを使用した場合には、法定期間の2倍以上の期間をおいて搾乳と殺又は採卵すること。

2. 有機農産物飼料のJAS規格(案)のポイント

(1) 家畜糞尿の還元等により土作りを行い、原則として過去2年以上化学肥料及び農薬を使用せずに生産すること。

(2) 遺伝子組換え作物由来の種苗を使用しないこと。

3. 有機加工飼料のJAS規格(案)のポイント

(1) 有機原料を主原料とすること。（有機農産物飼料、有機加工飼料、有機農産物、有機加工食品（乳以外の畜産物を原材料としたものを除く）、有機乳）

(2) 非有機の農畜産物（（1）と同種のもの及び乳を除く畜産物は不可。）及び水産物並びにこれらの加工品について、5%まで使用可。（放射線及び組換えDNA技術の利用は不可）

(3) 飼料添加物は、原則として天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものに限る。（抗生物質、組換えDNA技術の利用は不可。）

4. 有機加工食品のJAS規格(案)のポイント

既存の「有機農産物加工食品の日本農林規格」の一部改正。具体的改正内容は次のとおり。

(1) 原材料に有機畜産物を追加

(2) 有機畜産物加工用に認められる食品添加物を追加

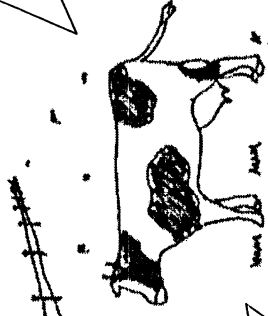
有機畜産物の生産・加工のイメージ（酪農の例）

生産過程

えさは有機飼料を与えます。もちろん、抗生物質は混入していません。

疾病予防に努め、できるだけ医薬品を使用しないようにしています。

日当たりと風通しのよい清潔な畜舎、自由に出入りできる放牧場など、ストレスを与えない飼養管理をしています。



<一般原則>

- ・有機飼料の給与、低ストレスの飼養管理、動物医薬品の使用回避

<飼料>

- ・農産物由来飼料は全量有機生産されたものであること。

<飼養管理>

- ・餌・水への自由なアクセス、適切な飼養密度、野外への自由なアクセス等家畜の生理学的・行動学的要求を尊重した低ストレスな飼養管理の実施。

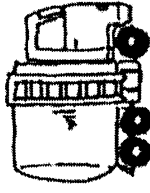
<健康管理>

- ・生理学的要求に適合した飼料給与、低ストレスな飼養管理等を通じて家畜の抗病性を高め、疾病予防に努める。

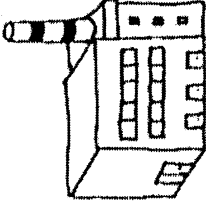
<記録と個体識別>

- ・個体又は群毎に飼料、治療、移動等に関する記録を保存

加工過程



非有機の畜産物と分別して集乳します。



非有機の畜産物と混合しないように管理します。



<原材料>

- ・食塩及び水を除いた原材料のうち、有機食品以外の原材料の占める割合は、5%以下であることが必要。

<製造管理>

- ・加工、貯蔵、輸送の各段階において、非有機食品と混合しないように管理。

さらに、これらの基準を満たして生産・加工されることについて、登録認定機関による認定を受けることが必要です

有機畜産物の日本農林規格（案）

（目的）

第1条 この規格は、有機畜産物の生産の方法についての基準等について定めることを目的とする。

（有機畜産物の生産の原則）

第2条 有機畜産物の生産の原則は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、家畜排せつ物由来の堆肥の施用等により生産された有機飼料を給与すること及び動物用医薬品の使用を避けることを基本として、動物の生理学的及び行動学的要求を尊重して飼育された家畜又は家きんより生産されることとする。

（定義）

第3条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
家畜	牛、馬、めん羊、山羊及び豚をいう。
家きん	鶏、うずら、あひる及びかも（あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）をいう。
有機飼料	有機畜産物の認定生産行程管理者が自ら生産した飼料であって、有機農産物飼料の日本農林規格（平成〇年〇月〇日農林水産省告示第〇号）第4条又は有機加工飼料の日本農林規格（平成〇年〇月〇日農林水産省告示第〇号）第4条の基準に適合するもの及び有機流通飼料をいう。
有機流通飼料	有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）、有機加工食品の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第60号）、有機農産物飼料の日本農林規格、有機加工飼料の日本農林規格又は本日本農林規格による格付の表示が付されている飼料（乳以外の畜産物及び乳以外の畜産物を原材料とするものを除く。）をいう。
野外の飼育場	ほ場等及び野外の運動場をいう。
ほ場等	ほ場及び採草放牧地をいう。
採草放牧地	ほ場以外の土地であって、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。
野外の運動場	主に家畜及び家きんを運動させる目的で利用される土地であって、家畜又は家きんが掘削掘り起こすことができるものをいう。
使用禁止資材	肥料、土壌改良資材又は農薬（別表1及び別表2に掲げるものを除く。）をいう。

平均採食量	別表 3 の左欄に掲げる家畜一頭当たり 1 日当たり乾物重量換算で、同表の右欄に掲げる飼料の量をいう。
有機畜産物	次条の基準を満たす方法により生産された畜産物をいう。

(生産の方法についての基準)

第 4 条 生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
飼養施設の条件	1 畜舎は、(1)から(8)までの基準を満たしているものであること。 (1) 家畜が飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること。 (2) 温度、通風及び太陽光による明るさが保たれる構造であること。 (3) 清掃及び消毒に必要な器具及び設備を備えており、適切に清掃、消毒されていること。 (4) 別表 4 に掲げる薬剤以外の薬剤を清掃又は消毒に使用しないこと。 (5) 床が平坦で滑らない構造であること。 (6) スノコ又は格子構造が、畜舎又は畜房（畜舎内の一部を柵などで囲った収容空間をいう。）の全床面積の半分以下であること。 (7) 家畜が横臥することができる床面が敷き料がしかれているか又は土の状態である清潔で乾いた休息場所を有すること。 (8) 別表 5 の左欄に掲げる家畜に係る畜舎にあっては、家畜一頭当たり別表 5 の右欄に掲げる面積以上の面積を有すること。 2 家きん舎は、(1)から(6)までの基準を満たしているものであること。 (1) 家きんが飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること。 (2) 温度、通風及び太陽光による明るさが保たれる構造であること。 (3) 清掃及び消毒に必要な器具及び設備を備えており、適切に清掃、消毒されていること。 (4) 別表 4 に掲げる薬剤以外の薬剤を清掃又は消毒に使用しないこと。 (5) 種の特性及び群の大きさに釣り合った、止まり木等の休息場所及び十分な大きさの出入口を有すること。 (6) 28 日齢以降の家きんに係る家きん舎にあっては、1 羽当たり 0.1 m² 以上の面積を有すること。 3 野外の飼育場は、(1)から(10)までの基準を満たしているものであること。 (1) 周辺から使用禁止資材が飛来しないように明確に区分されていること。 (2) 水田にあってはその用水に使用禁止資材の混入を防止するために必要な措置が講じられていること。 (3) 家畜（豚を除く。(4)及び(5)において同じ。）に係る野外の飼育場にあっては、次のアからエまでに掲げる期間、使用禁止資材を使用せずに肥培管理及び有害動植物の防除が行われていること。

	ア 多年生作物（牧草を除く。）を栽培しているほ場にあつては最初に家畜を放牧する前3年以上の間 イ 牧草を栽培しているほ場にあつては最初に家畜を放牧する前2年以上の間 ウ 多年生作物又は牧草以外の作物を栽培しているほ場にあつては種前に2年以上の間 エ 採草放牧地にあつては最初に家畜を放牧する前3年以上の間 (4) (3)の規定にかかわらず、有機流通飼料、飼料の給与の項1の(2)及び(3)に規定する飼料の給与合計が乾物重量換算で平均採食量の50%未満であり、ほ場等が当該家畜に係る畜舎と同一の農場内にある場合（当該家畜に係る畜舎がない場合を含む。）にあつては、使用禁止資材を使用していないこと。ただし、当該ほ場等において使用禁止資材の使用をやめた日から起算して2年間以上経過した場合に限り、当該ほ場等に放牧された家畜を有機畜産物の生産に用いることができる。 (5) 豚又は家きんに係る野外の飼育場にあつては、最初に豚又は家きんを放牧する前1年以上の間、使用禁止資材を使用していないこと。 (6) 組換えDNA技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。）を用いて生産された種苗が種又は植付けられていないこと。 (7) 別表6の左欄に掲げる家畜に係る野外の飼育場にあつては、家畜一頭当たり同表の右欄に掲げる面積以上の面積を有すること。 (8) 28日齢以降の家きんに係る野外の飼育場にあつては、1羽当たり0.1m²以上の面積を有すること。 (9) 28日齢以降のかもに係る水田にあつては、1羽当たり3分の1a以上の面積を有すること。 (10) 家畜又は家きんが畜舎又は家きん舎に自由に出入りできない場合にあつては、過度の雨、風、日光及び温度を避けることのできる施設を有していること。
飼養の対象となる家畜又は家きん	1 家畜にあつては、出産前に6ヶ月以上有機飼育（飼養施設の条件、飼料の給与、一般管理及び健康管理の項の基準を満たす飼育方法をいう。以下同じ。）された母親の子供であつて、誕生のときから有機飼育されたものであること。 2 家きんにあつては、孵化のときから有機飼育されたものであること。 3 1及び2に掲げるもののほか、新たに有機畜産物の生産を開始する場合にあつては、有機畜産物の生産を開始する以前から有機畜産物の生産に係る農場に存在した家畜又は家きんを飼養の対象とすることができる。ただし、別表7に掲げる期間以上の期間有機飼育されたものに限り有機畜産物の生産に用いることができる。 4 1、2及び3に掲げる家畜又は家きんの入手が困難な場合にあつては、次の(1)から(4)までに掲げる家畜又は家きんを飼養の対象とする

	ことができる。ただし、別表 7 に掲げる期間以上の期間有機飼育されたものに限り有機畜産物の生産に用いることができる。 (1) 更新（一事業年度に過去 3 事業年度間に出荷し又は死亡した家畜又は家きんの頭羽数を 3 で除した数以下の頭羽数の家畜又は家きんを飼養の対象とすることをいう。）であって、別表 8 に掲げる家畜又は家きん (2) 新たに畜産を開始する場合、新たな畜種若しくは家きん種の飼育をはじめる場合又は有機畜産物の生産を目的として飼育している家畜若しくは家きんの 30% 以上の頭数の家畜若しくは家きんを新たに飼育の対象とする場合にあっては、別表 9 に掲げる基準を満たす家畜又は家きん (3) 災害又は疾病により家畜又は家きんの 25% 以上を失った場合にあっては、災害又は疾病により失われた頭数以下の家畜又は家きん (4) (1) から (3) に掲げる家畜の子畜
飼料の給与	1 次の(1)から(4)までに掲げる飼料以外の飼料を給与しないこと。 (1) 有機飼料（ただし、有機農産物飼料の日本農林規格第 5 条第 2 項、有機加工飼料の日本農林規格第 5 条第 2 項、有機農産物の日本農林規格第 5 条又は有機加工食品の日本農林規格第 5 条の規定により「転換期間中」と表示された飼料を家畜又は家きんに給与することができる割合は、乾物重量換算で全有機流通飼料の 30% 以下とする。） (2) 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来する物質であって、飼料添加物（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項に規定する飼料添加物をいう。以下同じ。）のうち無機塩類の補給を目的とする物質（ただし、通常の方法によっては天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来する飼料添加物の入手が困難な場合にあっては、当該天然物質又は天然物質に由来する物質に類似する物質を給与することができる。） (3) 蚕のさなぎ粉（放射線が照射されたもの及び組換え DNA 技術を用いて生産されたものを除き、(1) に掲げる飼料の乾物重量換算で 5% 以下の重量のものに限る。） (4) ほ育期間中の家畜にあっては、母乳又は 6 ヶ月以上有機飼育されている同種の雌の乳（ただし、これが困難な場合にあっては、6 ヶ月以上有機飼育されているその他の種の雌の乳を給与することができる。） 2 1 の規定にかかわらず、有機流通飼料、1 の(2)及び(3)に規定する飼料の給与合計が乾物重量換算で平均採食量の 50% 未満である場合にあっては、給餌する家畜に係る畜舎と同一農場内のほ場等であって、アからウまでに掲げる基準を満たすものにおいて生産された飼料を給与することができる。ただし、アからウまでに掲げる基準を満たした日から起算して 2 年以上経過した場合に限り、当該飼料を給与された家畜を有機畜産物の生産に用いることができる。

	ア 周辺から使用禁止資材が飛来しないように明確に区分されていること。 イ 水田にあってはその用水に使用禁止資材の混入を防止するために必要な措置が講じられていること。 ウ 有機農産物飼料の日本農林規格第4条の表ほ場等における肥培管理の基準、ほ場には種又は植え付ける種苗の基準、ほ場等における有害動植物の防除の基準及び輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の基準を満たしていること。 3 1の規定にかかわらず、予見することができない厳しい天災又は人災の結果として有機飼料の入手が著しく困難と認められる場合にあっては、一定の期間に限り、1及び2に規定する飼料以外の飼料（組換えDNA技術を用いて生産されたもの、抗生物質及び合成抗菌剤を含まない飼料に限る。）を乾物重量換算で平均採食量から1の(2)及び(3)に規定する飼料の重量を除いた重量の50%まで給与することができる。 4 牛、馬、めん羊及び山羊にあっては、生草、乾草又はサイレージ以外の飼料が乾物重量換算で平均採食量の50%未満（肉を生産することを目的として飼育する牛又は馬にあっては90%未満）であること。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる期間にあってはこの限りでない。 (1) ほ育期間 (2) 乳用牛又は乳用山羊にあっては搾乳を開始してから最初の3ヶ月間 (3) 肥育の最終期間（3ヶ月間又は家畜及び家きんの生存期間の5分の1のいずれか短い期間をいう。以下同じ。）
一般管理	1 家畜及び家きんが、野外の飼育場（あひる及びかもが利用する野外の飼育場にあつては、水田、小川、池又は湖が伴うもの、牛、馬、めん羊及び山羊にあつては、ほ場等が伴うものに限る。以下同じ。）に自由に出入りが可能であること。ただし、週2回以上家畜又は家きんを野外の飼育場に放牧する場合にあつては、この限りでない。 2 1にかかわらず、次の(1)から(9)までに掲げる期間にあつては、家畜及び家きんを野外の飼育場に入出入りさせずに飼育することができる。 (1) 積雪又は天災により家畜又は家きんの出入りが困難である期間 (2) 牛にあつては、誕生から2ヶ月又は離乳後7日を経過する日までのいずれか長い期間 (3) 雌牛にあつては、妊娠8ヶ月から分娩までの期間 (4) 豚にあつては、誕生から離乳するまでの期間 (5) 雌豚にあつては、妊娠3ヶ月から出産した子豚の離乳までの期間 (6) 肥育の最終期間 (7) 運動することが疾病や障害からの回復に悪影響を与えると認められる期間 (8) 家畜又は家きんの採食により、野外の飼育場の維持管理に支障が生じると認められる期間 (9) 法律（法律の規定に基づく命令及び処分を含む。以下同じ。）で家

	畜又は家きんの野外への出入りが禁止された期間及び農林水産大臣、農場の所在地を管轄する都道府県知事又は家畜保健衛生所長より文書により家畜又は家きんの野外への出入りを制限するよう要請された期間 3 最も適切な時期にできる限り家畜又は家きんに苦痛を与えない方法によって(1)から(3)までに掲げる処置を行う場合を除き、家畜又は家きんを故意に傷つけないこと。 (1) 除角、断嘴、断尾その他の家畜又は家きんの安全又は健康のための処置 (2) 耳標の装着その他の家畜の識別のための処置 (3) 外科的去勢 4 採卵鶏にあつては、人工照明により日長を延長する場合にあつては、日長時間が1日当たり16時間以内であること。 5 以下の技術を用いて繁殖させないこと。 (1) 受精卵移植技術 (2) ホルモンを用いた繁殖技術 (3) 組換えDNA技術を用いた繁殖技術 6 家畜又は家きんの排せつ物は、水質汚濁を招かない方法により管理及び処理すること。 7 家畜又は家きんの輸送に当たっては、電気刺激又は精神安定剤を使用しないこと。 8 と畜は、緊張及び苦痛を最小限にする方法で行われること。 9 搾乳する場合には、搾乳に用いる施設及び器具が清潔であり、乳頭の洗浄及び消毒に用いる薬剤並びに別表4に掲げる薬剤以外の薬剤を使用していないこと。 10 有機飼育されていない家畜又は家きんと接触しないこと。
衛生健康管理	1 家畜又は家きんに応じた適切な飼養管理の実施による抗病性の強化及び感染予防により疾病を予防していること。 2 特定の疾病又は健康上の問題が発生し又は発生の可能性があつて、他に適当な治療方法若しくは管理方法がない場合又は法律で義務付けられている場合を除き、動物用医薬品（薬事法（昭和35年法第145号）第83条第1項に規定する動物用医薬品であつてビタミン及び無機塩類以外のものをいう。以下同じ。）を使用しないこと。 3 家畜又は家きんへの動物用生物学的製剤又は駆虫薬以外の動物用医薬品の使用は、治療目的に限ること。 4 要診察医薬品（薬事法第44条第1項に規定する毒薬、同条第2項に規定する劇薬及び獣医師法施行規則（昭和24年農林水産省令第93号）第10条の5で定める医薬品をいう。以下同じ。）又は抗生物質以外の動物医薬品を用いた治療が効果的でない場合には、要診察医薬品又は抗生物質を使用することができる。ただし、(1)又は(2)に掲げる期間にあつては、要診察医薬品又は抗生物質を使用することができない。 (1) 動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省

	令第42号) 別表第1及び別表第2の医薬品の欄に掲げる医薬品にあっては、それぞれ、当該医薬品の種類に応じてこれらの表の使用対象動物の欄に掲げる動物の種類に応じ、これらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間の2倍の期間 (2) (1)に規定する医薬品以外の医薬品にあっては、食用に供するためにと殺し、搾乳し、若しくは採卵する前48時間又は薬事法第14条第1項、第14条第7項、第14条の4及び第14条の5(同法第23条による準用を含む。)に基づく医薬品等の承認、承認事項の変更、再審査及び再評価の際に定められる休薬期間(最後に投薬されてから食用に供するためにと殺し、搾乳し、又は採卵するまでの期間をいう。)の2倍のいずれか長い期間 5 成長の促進を目的とした物質(飼料を除く。)を給与しないこと。
解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理	1 解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程においては、飼養施設の条件の基準、飼養の対象となる家畜又は家きんの基準、飼料の給与の基準、一般管理の基準、健康管理の基準(「飼養施設の条件等の基準」という。以下同じ。)に従って生産された畜産物以外の畜産物が混合しないように管理されていること。 2 解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程における有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法(使用する微生物等は組換えDNA技術を用いて生産されたもの以外のものに限る。)によること(物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合にあっては、別表2に掲げる農薬及び別表10に掲げる調製用等資材のみが使用されていること。) 3 放射線照射が行われていないこと。 4 飼養施設の条件等の基準及びこの項1から3までの基準に従って生産された畜産物が、動物用医薬品、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないように管理されていること。

(有機畜産物の名称の表示)

第5条 有機畜産物の名称の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

区 分	基 準
表示の方法	次の例のいずれかにより記載すること。 (1) 「有機畜産物」 (2) 「有機生産畜産物」 (3) 「有機畜産物〇〇」又は「〇〇(有機畜産物)」 (4) 「有機生産畜産物〇〇」又は「〇〇(有機生産畜産物)」 (5) 「有機生産〇〇」又は「〇〇(有機生産)」 (6) 「有機畜産〇〇」又は「〇〇(有機畜産)」 (7) 「有機〇〇」又は「〇〇(有機)」 (8) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇(オーガニック)」 (注)「〇〇」には、その一般的な畜産物の名称を記載すること。

附則

- 1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
- 2 公布の日から起算して5年を経過する日までの間に限り、別表7中乳を生産することを目的として飼育する牛及び山羊の基準は、90日間とする。
- 3 公布の日から起算して5年を経過するまでの間に限り、別表8は、次の表のとおり読み替えるものとする。

家畜又は家きんの種類	基 準
肉を生産することを目的として飼育する牛	12ヶ月齢未満であつて、次のアからクまでのいずれかであること。 ア 黒毛和種であつて体重が310kg以下のもの イ 褐毛和種であつて体重が340kg以下のもの ウ 無角和種であつて体重が300kg以下のもの エ 日本短角種であつて体重が300kg以下のもの オ アンガス種又はヘレフォード種であつて体重が280kg以下のもの カ 雌を除くホルスタイン種であつて体重が310kg以下のもの キ ホルスタイン種を母とする交雑種であつて体重が310kg以下のもの ク 上記アからキに該当しない肥育用の牛であつて体重が340kg以下のもの
乳を生産することを目的として飼育する雌牛	一事業年度に平均経産頭数（過去5年間の各事業年度の期首における分べん経験のある家畜の頭数の合計を5で除した数をいう。以下同じ。）の10%未満の頭数であつて未経産であること。
繁殖の用に供することを目的に飼育する雌牛	一事業年度に平均経産頭数の10%未満の頭数であつて未経産であること。
肉を生産することを目的として飼育する馬	生後12ヶ月齢未満であること。
繁殖の用に供することを目的に飼育する雌馬	一事業年度に平均経産頭数の5%未満の頭数であつて未経産であること。
めん羊及び肉を生産することを目的として飼育する山羊	生後5ヶ月齢未満であること。
乳を生産することを目的として飼育する雌山羊	一事業年度に平均経産頭数の10%未満の頭数であつて未経産であること。
肉を生産することを目的として飼育する豚	生後4ヶ月齢未満であること。

繁殖の用に供することを目的に飼育する雌豚	一事業年度に平均経産頭数の20%未満の頭数であって未經産であること。
肉を生産することを目的として飼育する家きん	生後3日齢未満であること。
卵を生産することを目的として飼育する家きん	生後18週齢未満であること。

4 公布の日から起算して5年を経過する日までの間に限り、第4条の表飼料の給与の項1及び2に規定する飼料以外の飼料（組換えDNA技術を用いて生産されたもの、抗生物質又は合成抗菌剤を含まない飼料に限る。）を、乾物重量換算で、牛、めん羊又は山羊にあつては平均採食量から同項1の(2)及び(3)に規定する飼料の重量を除いた重量の15%まで、馬、豚又は家きんにあつては平均採食量から同項1の(2)及び(3)に規定する飼料の重量を除いた重量の20%まで給与することができる。

別表1

肥料又は土壌改良材	基 準
飼料作物及び農産物並びにそれらの残さに由来する堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
家畜及び家きん排せつ物に由来する堆肥及び液状きう肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
食品製造業等に由来する堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
生ゴミに由来する堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
パーク堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
魚かす堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
なたね油かす及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
米ぬか油かす及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
大豆油かす及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
蒸製骨粉	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
窒素質グアノ	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
乾燥藻及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
草木灰	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
炭酸カルシウム肥料	天然鉱石を粉砕したもの（苦土炭酸カルシウムを含む）であること。
貝化石肥料	化学的に合成された苦土肥料を添加していないものであること。
塩化加里	天然鉱石を粉砕又は水洗精製したもの及び天然かん水から回収したものであること。
硫酸加里	天然鉱石を水洗精製したものであること。

硫酸加里苦土 天然りん鉱石	天然鉱石を水洗精製したものであること。 カドミウムが五酸化りんに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
硫酸苦土肥料	にがりを経結晶させたもの又は天然硫酸苦土鉱石を精製したものであること。
水酸化苦土肥料	天然鉱石を粉砕したものであること。
石こう（硫酸カルシウム）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
硫黄	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
微量元素	マンガン、ホウ素等微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合で微量元素以外の化学的に合成された物質が添加されていないものであること。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
塩基性スラグ 鉱さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
熔せいらん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
塩化ナトリウム	採掘された塩であること。

カゼイン石灰	展着剤として使用する場合に限ること。
パラフィン	展着剤として使用する場合に限ること。
ワックス水和剤	
二酸化炭素剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食酢	

別表 3

家畜又は家きんの種類	種 別	1日あたり 平均採食量 (kg)
肉を生産することを目的として飼育する牛	10ヶ月齢未満	4.1 kg
	10ヶ月齢以上	8.1 kg
	繁殖の用に供している雌	7.0 kg
乳を生産することを目的として飼育する雌牛	10ヶ月齢未満	5.6 kg
	10ヶ月齢以上泌乳開始まで	9.0 kg
	泌乳中の牛	21.0 kg
	泌乳していない経産牛	9.2 kg
馬	12ヶ月齢未満	12.4 kg
	24ヶ月齢未満	14.4 kg
	24ヶ月齢以上	17.3 kg
	繁殖の用に供している雌	19.2 kg
めん羊		1.9 kg
	繁殖の用に供している雌	1.7 kg
山羊		1.1 kg
	繁殖の用に供している雌	2.5 kg
豚	3ヶ月齢未満	1.1 kg
	5ヶ月齢未満	2.2 kg
	5ヶ月齢以上	3.1 kg
肉を生産することを目的として飼育する鶏	4週齢未満	42 g
	4週齢以上	139 g

<u>卵を生産することを目的として飼育する鶏</u>	<u>9週齢未満</u>	<u>27g</u>
	<u>9週齢以上であって採卵開始まで</u>	<u>54g</u>
	<u>採卵開始以降</u>	<u>90g</u>
<u>うずら</u>		<u>18g</u>
<u>あひる及びかも</u>	<u>6週齢未満</u>	<u>108g</u>
	<u>6週齢以上</u>	<u>180g</u>

別表 4

石けん 石灰乳 消石灰 生石灰 アルコール類 フェノール類 オルソ剤 ヨウ素剤 ホルムアルデヒド グルタルアルデヒド クロルヘキシジン 逆性石けん 両性石けん 塩素剤 過酸化水素水 水酸化ナトリウム及び水酸化カリウム 搾乳施設のための洗浄及び消毒製品 炭酸ナトリウム その他の植物由来製品
--

別表 5

家畜の種類	家畜 1 頭当たりの最低面積
肉を生産することを目的として飼育する牛（340kgを超えるものに限る。）	5.0㎡
乳を生産することを目的として飼育する牛（成畜に限る。）	4.0㎡（繋ぎ飼いの場合にあつては1.8㎡）

繁殖の用に供することを目的として飼育する牛（成畜に限る。）	3.6㎡（繋ぎ飼いの場合にあっては1.8㎡）
馬（成畜に限る。）	13㎡
めん羊（成畜に限る。）	2.2㎡
山羊（成畜に限る。）	2.2㎡
肉を生産することを目的として飼育する豚（40kgを超えるものに限る。）	1.1㎡
繁殖の用に供することを目的として飼育する雌豚（成畜に限る。）	3.0㎡

注：「成畜」とは、繁殖の用に供され、又は繁殖の用に供されたことのある家畜をいう。

「繋ぎ飼い」とは、牛舎内で牛を1頭ずつけい留具でけい留して飼養する飼養方式をいう。

別表 6

家畜の種類	家畜1頭当たりの最低面積
肉を生産することを目的として飼育する牛（340kgを超えるものに限る。）	5.0㎡
乳を生産することを目的として飼育する牛（成畜に限る。）	4.0㎡
繁殖の用に供することを目的として飼育する牛（成畜に限る。）	3.6㎡
馬（成畜に限る。）	13㎡
めん羊（成畜に限る。）	2.2㎡
山羊（成畜に限る。）	2.2㎡
肉を生産することを目的として飼育する豚（40kgを超えるものに限る。）	1.1㎡

繁殖の用に供することを目的として飼育する雌豚（成畜に限る。）	3.0㎡
--------------------------------	------

注：「成畜」とは、繁殖の用に供され、又は繁殖の用に供されたことのある家畜をいう。

別表 7

家畜又は家きんの種類	期 間
肉を生産することを目的として飼育する牛	1 2 カ月間又は生存期間の 4 分の 3 のいずれか長い期間（6 ヶ月齢未満で飼養の対象となった牛にあっては、6 ヶ月間）
乳を生産することを目的として飼育する牛び繁殖の用に供することを目的として飼育する雌牛	6 カ月間（有機畜産物の生産を開始する以前から有機畜産物の生産に係る農場に存在した牛にあっては、4 カ月間）
馬	1 2 カ月間又は生存期間の 4 分の 3 のいずれか長い期間
めん羊	6 カ月間
山羊	6 カ月間
豚	6 カ月間
肉を生産することを目的として飼育する家きん	孵化後 3 日からと畜までの期間
卵を生産することを目的として飼育する家きん	6 週間

別表 8

家畜の種類	基 準
乳を生産することを目的として飼育する雌牛	一事業年度に平均経産頭数の 1 0 %未満の頭数であって未経産であること。
繁殖の用に供することを目的に飼育する雌牛	一事業年度に平均経産頭数の 1 0 %未満の頭数であって未経産であること。
繁殖の用に供することを目的に飼育する雌馬	一事業年度に平均経産頭数の 5 %未満の頭数であって未経産であること。
乳を生産することを目的として飼育する雌山羊	一事業年度に平均経産頭数の 1 0 %未満の頭数であって未経産であること。

繁殖の用に供することを目的に飼育する雌豚	一事業年度に平均経産頭数の20%未満の頭数であって未経産であること。
----------------------	------------------------------------

別表 9

家畜又は家きんの種類	基 準
肉を生産することを目的として飼育する牛	12ヶ月齢未満であって、次のアからクまでのいずれかであること。 ア 黒毛和種であって体重が310kg以下のもの イ 褐毛和種であって体重が340kg以下のもの ウ 無角和種であって体重が300kg以下のもの エ 日本短角種であって体重が300kg以下のもの オ アンガス種又はヘレフォード種であって体重が280kg以下のもの カ 雌を除くホルスタイン種であって体重が310kg以下のもの キ ホルスタイン種を母とする交雑種であって体重が310kg以下のもの ク アからキまでに該当しない牛であって体重が340kg以下のもの
乳を生産することを目的として飼育する雌牛	未経産のものであること。
繁殖の用に供することを目的として飼育する雌牛	未経産のものであること。
馬	生後12ヶ月齢未満であること。
めん羊及び山羊	生後5ヶ月齢未満であること。
豚	生後4ヶ月齢未満であること。
肉を生産することを目的として飼育する家きん	3日齢未満であること。
卵を生産することを目的として飼育する家きん	生後18週齢未満であること。

別表 10

調整用等資材	基 準
次亜塩素酸ナトリウム 次亜塩素酸水 フマル酸製剤	解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限る 解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限る 解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限る

(パブリックコメント募集結果等)

規制の設定又は改廃にかかる意見提出手続きによる寄せられた意見・情報
(有機畜産物の日本農林規格)

1 制定案に係る意見・情報の募集の概要(募集期間: H16.7.9 ~ H16.8.9)

(1) 受付件数

生産者	7 件
流通業者	5
消費者	2
認定機関(検査員)	5
研究機関(研究者)	3
農業関連	4
学生	1
その他	1 1

合計	3 8 件
----	-------

(2) 意見・情報

別紙のとおり

2 WTO通報による各国のコメント(募集期間: H16.8.11 ~ H16.10.20)

[有機畜産関係]

米国、ニュージーランド及び中国から質問と意見があり、以下により回答したところ、再意見等は提出されていない。

(主な意見と回答)

- J A S規格案は Codex ガイドライン、E U規則や各国の規則と異なる部分がある。(米国、ニュージーランド、中国)
- WTO 協定のT B T協定(貿易の技術的障害に関する協定)や Codex 有機ガイドラインは、一定の範囲で各国の事情を考慮できるとしている。
また、J A S規格は5年以内に見直すこととなっており、この規格が実施されて何か問題があれば考慮されることとなる。
- 対象となる家畜を追加すべき。(ニュージーランド)
- 飼養実態に関するデータが不足しており基準値設定が困難。
- 認証制度に関する記述がない。(米国)
- 有機畜産物に関する認定の技術的基準等で規定する。

【有機畜産物の日本農林規格】

パブリック・コメントに寄せられた御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方（案）
規格全般	
有機農産物品 J A S 規格の見直し結果を反映すべきである。	見直し結果を踏まえ、所要の修正を行うこととします。
用語・定義や規定ぶりが難しく、内容の正確な理解や解釈が困難な箇所がある。わかりやすく解説してもらいたい。	ご指摘いただいた点については、規格の Q & A や規格を含めた検査認証制度全般を解説したハンドブックを作成し、詳細に解説する予定としております。
有機畜産の原則	
「動物の生理学的及び行動学的要求」に加えて「家畜福祉への配慮」を明記すべき。 ----- 動物の生理学的及び行動学的要求とあるが、具体的に何を指すのか分かりにくい。コーデックスガイドラインのように具体的に記述すべき。	我が国では「家畜福祉」の概念が定着していないことから、「動物の生理学的及び行動学的要求の尊重」を原則として記述しているところです。また、その具体的内容は「第 4 条 生産の方法についての基準」で規定しております。
「有機飼料」といっても一般に有機の定義が色々あるので改めて提示してもらいたい。	有機飼料の定義は第 3 条に規定しています。
「動物医薬品の使用を避けることを基本として」と記載すると、一般消費者は「有機畜産物には動物用医薬品が使用されていない」と誤解し、治療目的で医薬品が使われたものであることを購入後知った際のクレームが心配される。	適切な飼養管理の実施による抗病性の強化と感染予防により「動物医薬品の使用を避ける」ことは、国際基準であるコーデックスガイドラインにも規定されている有機畜産の原則であり、「有機畜産物の生産の原則」における規定ぶりについては原案のとおりとします。
ワクチン、駆虫薬以外の動物用医薬品の投与を避けることは、動物福祉に適っていないのではないか。	有機畜産の国際基準であるコーデックスガイドラインに準拠して、治療目的での使用は可能としております。
定義	
トリインフルエンザや B S E を契機として近年生産が増加してきている「ダチョウ」を含めるべき。 ----- 畜種を限定しているが、それ以外の畜種の生産の可能性を残すべき。	我が国における家畜及び家きんの種類ごとの飼養頭羽数の状況を踏まえて提案したところです。今後、有機畜産物の生産に関する状況をみて、畜種の対象の拡大について必要な見直しを行うこととしたいと考えています。

有機飼料、有機流通飼料など分かりにくい規格を作らず、畜産農家が自ら飼料を生産したり、飼料配合したりする場合、「畜産農家」の認定一本で済むようにすべきである。	「有機畜産」のみの認定で、飼料の自家生産や自家配合は可能です。
野外の運動場は、食品衛生上の観点から、全面が土でなく泥濘化しない衛生的な場所を一定程度を確保できるような定義とすべき。	「家畜又は家きんが掘り起こすことができるもの」とは、必ずしも全面が土などでなければならないということではありません。
「採草放牧地」は、通常、採草と放牧を兼ねた兼用牧草地（ほ場）を指すので、「採草放牧地」の用語と定義を修正すべき。	「農地法」の定義に従って、ほ場と採草放牧地を区別して定義しているところです。
飼養施設の条件	
「新鮮な水」について、水質等に具体的な数値基準を設けるべき。	国際基準であるコーデックスガイドラインを含め、諸外国の規格でも水質等について具体的な数値基準を設けていないことから、水質に関する具体的な数値基準は設けないこととします。
別表４の薬剤の使用は、病気が発生したときなど、やむを得ない場合に限るべきである。また、別表４からフェノール類、オルソ剤、グルタルアルデヒド、クロルヘキジン、逆性石けん、両性石けんは削除すべき。	家畜の伝染性疾病の発生予防には畜舎の消毒が重要であることから当該規定を設けており、飼養者が自ら使用する薬剤について、別表に掲げ提案しており、別表にない防カビ剤などの使用は認められません。
別表４以外の薬剤を清掃又は消毒に使わないというだけでなく、家畜が直接接触する場所については、防カビ剤や塗料の使用を制限すべき。	
「温度、通風、明るさ」とあるが、北海道の古い牛舎では防寒対策のため窓が小さいため、認証が得られるか不安である。具体的数値基準を示して頂けると有り難い。	地域ごとの気候及び家畜又は家きんの飼養環境に応じた適切な畜舎設計が行われることが重要であり、これは経営により異なることから、温度、通風、太陽光による明るさの確保という最低限の条件を定め、数値基準及びその他の項目についての規則を設けていません。 なお野外については、「家畜又は家きんが畜舎又は家きん舎に自由に入出りできない場合にあっては、過度の雨、風、日光及び温度を避けることのできる施設を有していること。」という規則を提案しているところです。
「生理学的要求」の尊重のためには、温度、通風、太陽光以外に、①適度な湿気、②騒音や振動を避けること、③突起物による傷害への配慮等を規定すべき。又、野外にあっては、炎熱、風雨、極寒、凍結、泥濘といった悪環境からの保護についても規定すべき。	
「行動学的要求の尊重」の観点から飼養施設の条件の１、２に以下の	ご指摘の様な家畜及び家きんの行動を可能とするため、野外の飼育場への放牧や掘削できる

項目を追加すべき。 ① 個々の動物が、自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、向きを変え、羽ばたき、泳ぐ等日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を備えること。 ② 排泄場、水浴び場（アヒル、かも）、巣箱（採卵鶏）、爪とぎ具（鶏）を備えること。 ③ 鶏にあっては、突ついたり、引っ掻いたり出来る敷料に常にアクセスできること。 ④ 豚にあっては、適切な探査活動や操作活動を可能にするワラ、乾草、木材、おが屑等の素材に常にアクセスできること。 「行動学的要求の尊重」の観点から、別表5の面積は現行のあまりに狭い。例えば、乳牛の基準は、現行の集約畜産と何処が違うのか。又、ホルとジャージーが同じ基準というのも不合理である。	運動場の確保などを義務づける規則を提案しているところです。 また、「自由に立つ、横たわる、向きを変える、伸びができる、（家きんの場合は羽を広げる）といった日常的な動作を自由に行えることを可能にする。」という定性的な規定ではその遵守が難しいことから、別表5に、我が国における一般的な畜舎の設計基準をもとに、最低面積として定量的規定を設けているところです。なお、乳牛については、複数の品種を飼養しているケースも考えられるため、より簡易に判断できるように、我が国で飼養される乳牛の大部分を占めるホルスタイン種を念頭に基準を設定しています。
家畜・家きんの生態に適した飼養とストレス低減の観点から、以下の各基準をより具体的に規定すべき。 ① 給餌装置の給水装置の大きさや間隔、それら装置に各家畜、家きんが平等にアクセスできる配置法 ② スノコ床の隙間の幅を動物種や年齢毎に規定すべき ③ 家きんをやむを得ずバタリーケージで飼養を認めるのであれば、床の面積・傾斜・状態、爪の研ぎ具の設置など詳細な規定を定めるべき ④ 「止まり木等の休息場所」については「適切な止まり木（15cm／羽以上）」、「突いたり引っ掻いたりできる敷き料」、「（採卵鶏の場合）巣箱」等と具体的に規定すべき。 ⑤ 「十分な大きさの出入り口」については、「1000羽当たり2m以上」等と具体的に規定すべき。	地域ごとの気候や家畜及び家きんの飼養環境に応じた適切な畜舎設計が行われることが重要であり、これはそれぞれにより異なることから、畜舎内の装置に関する具体的規定は設けていません。 なお、家きんは、定期的な野外の飼育場への出入りが求められることから、ケージで飼養はできません。
「床が平坦で滑らない構造であること」については、「床が滑らない構造であること」に修正してもらいたい。また、スノコ又は格子構造の	「平坦で」は、コーデックスガイドラインにも示されています。なお、全く水平であることを義務づけているものではありません。 また、スノコ又は格子構造の床は、コーデッ

床は認めるべきではない。	クsgガイドラインでも一定の基準のもとでの利用は認められています。
「清潔で乾いた休息場所」の確保のため、電気刺激で排便時の姿勢をコントロールする「カウトレナー」を使用することは、家畜福祉の観点から問題があるか。	「カウトレナー」は、牛を傷つけずに刺激を与え牛床を汚さないよう習慣付けるもので、決まった場所にふん尿を排せつさせ、牛の衛生管理を保つ効果があります。このため、「一般管理」において禁止している「家畜又は家きんを故意に傷つけないこと。」にも該当しないと考えられることから、問題ないものと考えます。
バタリーケージ、繋ぎ飼い、食肉子牛用クレート、雌豚用ストールは禁止すべき。	我が国の家畜の飼養状況を踏まえ、定期的な野外の飼育場への出入りが行われる場合、繋ぎ飼いを認めているところです。また、子牛の衛生管理の面から、カーフハッチの利用は認めているところです。
28日齢以降の家きんに係る家きん舎内の飼養密度は地鶏のJASと同じ1羽当たり0.1㎡以上とされているが、地鶏においても4kg以上になる鶏の場合は狭いと感じる。有機畜産の基準は、地鶏以上を目指すべきであり、多くの放し飼い養鶏の書にも書かれているよう、1羽当たりの最低面積は0.33㎡とすべき。	地鶏の取組が我が国において広まってきていることから、地鶏の基準を最低面積として、提案しているところです。
家禽舎の構造にある「通風が保たれる構造であること」は有機基準として必要なことだが、一方で、寒冷地の厳寒期においては、「28日齢以降の」飼養密度に適合させようとすると、通風の良い鶏舎では温度を保つことが難しく育雛が極めて困難になる。このような場合に限り、飼育密度の基準の「28日齢以降」を延長して頂きたい。	「通風が保たれる構造であること」は常に通風が保たれなければならないということではなく、家畜及び家きんの健康のためには、育成段階や気候に応じた調整が必要であると考えられます。
家きん特に鶏については、通風や陽当たりに配慮されていて雨よけ程度の屋根で外部の環境と大差ない開放的な鶏舎であれば必ずしも屋外の飼育場を必要しないので、「6週齢以降の家きん1羽当たり面積は、屋内外併せて0.3㎡以上」とするべき。	屋内外とした場合、屋外の面積が極端に狭い場合などが考えられるため、家きん舎と野外それぞれについて、最低面積を設けているところです。
家きんについての野外の飼育場の面積（1羽あたり0.1㎡以上）はEU等の基準に比べて小さすぎるのではないか。	我が国における一般的な畜舎の設計基準から算出した最低面積が野外でも確保されれば家畜及び家きんの生態に応じた行動がとれると考えられることから、このような基準としているところです。

飼養施設の条件の3に以下の項目を追加すべき。 ・草地や水浴び等、動物の生理、生態に即した快適な自然条件が備わっていること。	ご指摘の様な家畜及び家きんの行動を可能とするため、野外の飼育場への放牧や掘削できる運動場の確保などを義務づける規則を提案しているところです。
「自由に出入りできない場合は雨・風・日光・温度を避けることができる施設を有していること」とあるが、繋ぎ牛舎の場合、放牧時は清掃や餌の準備のため、牛に自由に出入りされないようにしている。このような場合も施設を設置する必要か。	「自由に出入りできない場合は雨・風・日光・温度を避けることができる施設を有していること」は、避陰林や避陰舎などの施設を想定しています。清掃や餌の準備作業は、通常、短時間で済むので、施設を必ずしも設置する必要はありません。
「野外の飼育場」で使用禁止資材が飛来しないよう明確に区分とあるが、電気柵による管理で問題ないか。また、緩衝地帯を設定したとしても、緩衝地帯に首をつっこんで採食する家畜がいる可能性がある。どう管理すべきか示して欲しい。	脱牧のおそれが無ければ、電気柵による管理も可能です。また、緩衝地帯の草を食べるおそれがあるのであれば、緩衝地帯の草まで届かない位置に柵を設置すること等の工夫が行われるものになると考えられます。
3の(3)のアについて、牧草を除く多年生作物を栽培しているほ場とは、例えば果樹園の下草ほ場等を指すのか。	3の(3)のアについては、例えば果樹園において、生産された果樹のうち規格外の産品を家畜に飼料として給与する場合を想定しています。
放牧には公共牧場を利用しているが、公共牧場は一般に有機管理されておらず、また、慣行牛との接触も避けられないため原案では有機畜産には用いることができない。健康管理を目的とした育成牛の公共牧場への放牧について条件緩和願いたい。	ご指摘を踏まえると、有機飼料を給与されていなくても有機畜産物と表示できるようになることから、このような規則を設けることは困難です。
「別表6の左欄に掲げる家畜に係る野外の飼育場にあつては、家畜1頭当たり同表の右欄に掲げる面積以上の面積を有すること」の家畜1頭当たりとは、全飼育頭数が対象か、野外に出入りする頭数が対象か。	野外の飼育場への自由な出入りが可能であることが管理の原則であることを踏まえると、有機畜産物の生産に用いる全飼育頭数を対象とすることが適当と考えられます。
豚や家きんの飼育場についての条件は同一にするべきではないか。	非草食動物である豚や家きんに係る野外の飼育場の転換期間については、コーデックスガイドラインにおいても草食動物よりも短縮することが認められています。
3(4)と3(6)について、野外の飼育場で誤って使用禁止資材や遺伝子組換え種苗を使ってしまった場合はどうなるか。	使用禁止資材が使われた野外の飼育場は、有機生産に用いることはできませんので、3(4)の場合は、使用禁止資材が使われた最後の日から起算して2年以上経過しなければ、その放牧地に放牧された家畜は有機畜産物とはなりません。

	ん。また、3（6）の場合、組換えDNA技術を用いて生産された種苗が用いられた野外の飼育場は、組換え体の野外の飼育場からの除去が確認できるまでは有機生産に用いることはできません。
一般のデントコーンの種子は忌避剤などがコーティングされているが、それしか入手できない場合は、使用可能か。	有機生産された種苗が入手できない場合は無処理の種子を探していただく必要がありますが、その入手もできない場合は可能です。
飼養の対象となる家畜又は家きん	
牛乳生産などの本来の目的が終わり、肉用としてと畜され生産された牛肉は、乳を生産することを目的として飼育する牛に関する条項に適合していればよいのか。	肉を有機畜産物として格付・出荷するためには、乳生産の廃用牛の場合であっても、肉を生産することを目的として飼育する牛に関する条項に適合している必要があります。
家きん類は、EU等海外の規格では飼育日齢の基準が設定されているが、（〇〇日以上）、JASに基準がないのはなぜか。	国際基準であるコーデックス・ガイドラインには飼育日齢の基準は設定されておらず、JASもそれに倣っています。
4は、（1）から（3）を含めて全て削除すべき。別表8は削除すべき。別表9は右欄の期間を短縮すべき。	我が国における有機畜産はほとんど広まっていないことから、本規格に定める基準を満たす家畜を外部から導入することは困難です。このため、我が国における有機畜産物の生産の立ち上げ時期となる期間は、慣行畜産からの導入を認める規定を設けているところです。
飼料の給与	
自給有機飼料又は国産有機飼料の給与割合を設定すべき。原案では輸入有機飼料に主軸が移り土地に結びついた有機畜産へ発展しない。	我が国の飼料自給の実態を踏まえた場合、外部からの飼料の導入に制限を設けることは有機畜産に取り組む可能性を大きく狭めることとなることから、規定を設けていません。
現在、有機飼料の国内生産は皆無であり、給与できるのが「有機飼料」のみとすれば、必然的に外国産のオーガニックコーンなどの輸入ものを使うこととなり、「農業の自然循環機能」は断ち切られてしまう。これでは本末転倒だと思うがどうか。	規格施行後当初5年間は、経過措置として非有機の飼料を反すう畜については15%まで、その他の家畜・家きんについては20%まで給与することを可能としており、この間に有機飼料の国内生産も盛んになってくるものと考えています。
有機栽培の輸入穀物は、化学薬品によるポストハーベスト処理が行われないため、これら飼料に由来する堆肥を施用したほ場で外来雑草が繁茂し、ほ場生態系が攪乱される恐れがある。これら飼料が生産者に渡る	堆肥の切り返し等を適切に行うことにより、十分な発酵温度が得られれば、雑草も発芽能力を失うことから、適切な管理が行われれば、外来雑草が繁茂するおそれはないと考えられます。

以前のいずれかの工程で必ず有害動植物の防除が行われる必要がある。	
有機輸入飼料を使用する場合に認めうる海外の飼料規格はあるか。それを、輸送、保管する際に混入、汚染防止等を目的として定めた規則はどの法律を参照すれば良いか。	海外の飼料生産者は、農林水産大臣に登録された日本国内又は外国の登録認定機関に認定を受けることにより、有機JASマークを付した有機飼料を我が国に輸出することが可能です。輸送、保管の際の規則は、JAS法及びJAS規格に規定されております。
1の(2)無機塩類の補給を目的とする物質(ただし、・・・)の(・・・)内を(ただし、塩は除く)とすべき。	天然のものや化学的処理をしていないものに限ると、塩も通常の方法では入手困難になることも想定されるため、家畜の生理上必要な物質の給与を制限するおそれのある規則を設けることは困難です。
1の(4)の次に以下を追加。 (5)豚及び家きんにあつては、十分に吟味された(有機に由来する)残飯及び残さを微生物処理(発酵)した飼料であれば給与することができる。ただし、遺伝子組換え食品を含まないこと。	残飯及び残さについても、有機農産物飼料又は有機加工飼料の日本農林規格の基準を満たした格付品であれば、有機飼料として使用することが可能です。
子牛には母乳若しくは有機乳しか与えられないと思うが、転換期間中は、例えば、パドックに親子を放して授乳させるとか、ミルカーで子牛に与える分だけバケツで乳を搾って子牛に与え、残りの分をバルククーラーに入れる対応となり、代用乳を与えている現状から生産者に大きな負担になる。従って効率的な作業が出来る方法を教示願いたい。	ほ乳段階の子牛に対しては、ご指摘のような作業が必要になると思われます。
ほ育期間の乳牛は体力的に弱いため、疾病予防の観点から市販代用乳による、項病性の強化及び感染予防を図ることを、条件緩和として設けてもらいたい。	ご指摘を踏まえると、生まれた時から有機飼料を給与されていなくても、有機畜産物と表示できるようになることから、このような規定を設けることは困難です。
有機乳の流通が円滑化するよう、指定生乳生産者団体への指導等働きかけをお願いしたい。	ご指摘のように有機畜産物を生産する場合には、地域ぐるみでの取組が必要となりますので、地域の同意を得ながら進めていくことが必要になると思われます。
「家畜一頭当たりの平均採食量」の設定根拠を具体的に解説して欲しい。また、生産現場における採食量の測定方法や測定頻度について具体的手法を示して欲しい。	農林水産省農林水産技術会議事務局作成の「日本使用標準」等における家畜1頭当たりの平均採食量のデータをもとに算出しています。 ご指摘のように、自由採食する乾物摂取量の把握は極めて困難であることから、1頭当たりの平均採食量を設け、この程度の乾物摂取をし

平均採食量について、放牧地で牛が自由に採食する乾物摂取量の計量的把握は極めて困難。山地酪農の場合、量ることができるのは、朝晩の搾乳時に給与する濃厚飼料や乾草のみである。	ているとみなすことにより、簡易に飼料設計ができる規則を提案しているところです。
濃厚資料の給与割合は、「牛、馬、めん羊及び山羊にあつては、生草、乾草又はサイレージ以外の飼料が乾物重量換算で平均採食量の10%未満（肉を生産することを目的として飼育する牛又は馬にあつては30%未満）であること。」と規定すべき。	粗飼料の高い給与割合を義務づけると、乳量が減少したり、赤身肉になったりするなど、生産性が下がったり高品質な畜産物とならないことから、我が国における畜産物生産の実態を踏まえて、基準を提案したところです。
有機飼料の「鮮度」等に関する具体的な基準が必要。（有機飼料ならば「カビ」でいても良いとは思えない。）	病原微生物に汚染され、又はその疑いのある飼料の使用等は飼料安全法により禁止されています。また、アフラトキシン等のカビ毒については、指導基準が設定されているところです。
外国の生産行程管理者が有機畜産物を生産する際の飼料は、有機JAS格付品でなければならないのか。また、生産行程管理者自らが加工する配合飼料の原料であっても、原料農産物に有機JAS格付は必要か。	外国の生産行程管理者であっても、外部から購入する飼料については有機JAS格付品である必要があります。ただし、有機畜産物を生産する生産行程管理者自らが飼料原料農産物を生産する場合には、JAS格付品である必要はありません。
予見することができない人災とは？	戦争、港湾スト等を指します。
一般管理	
野外の飼育場への自由な出入りの確保は必要条件だが、野外の飼育場が不快、不衛生な環境でなく、快適な気象や草地などの好条件に配慮したものであることを明記すべき。	「積雪又は天災により出入りが困難である期間」や「採食により、野外の飼育場の維持管理に支障が生じると認められる期間」は野外の飼育場への出入りを制限できる規則を提案しているところです。
週2回以上野外の飼育場に放牧する場合は自由に出入りできなくとも良いとしているが、雨天等気象条件が不良の場合運動場に出さないことが多いので、実際には週2回すら下回ることとなる。動物浮くし、有機畜産の原則から見て、週2回の放牧を週4回以上に変更してもらいたい。	雨天により、野外の飼育場への出入りを制限できる規則とはなっていません。 週2回の出入りについては、EUの基準、我が国の飼養実態を踏まえて、提案しているものです。 野外の飼育場に入出入りさせずに飼育できる場合は、天候や災害などの影響で予期できない場合もあることから、畜舎内の密度に制限を設けた場合、天候や災害などがあっても、無理に野外に入出入りさせて家畜及び家きんの健康に害を与えるおそれもあることから、ご提案の様な規則を設けることは困難です。 放牧時間については、経営により搾乳回数や畜舎と運動場の距離が異なり、また、草地の状態や家畜の健康状態等により適正な放牧時間は
週2回以上放牧すれば自由な出入りが可能でなくても良いとするのは、有機畜産の考えにそぐわないので削除すべき。また、野外の飼育場に入出入りさせずに飼育できる場合には、畜舎内の密度に制限を設けるべ	

きである。 ----- 週 2 回以上の放牧について、1 回当たりの放牧時間は何時間必要か。	異なることから、一律の規則を設けることは困難ですので、Q & A で考え方を周知していきます。
「牛、馬、めん羊及び山羊にあっては、ほ場等が伴うものに限る」とあるが、「ほ場」等には牧草等の植生がなければならないのか、それとも乾草を置いた運動場でも良いか。	ここでいう「ほ場等」は一般に考えられるとおり牧草等の植生があるものを想定しています。
フリーストール牛舎を前提にされてるからか、野外飼育場について、放牧の基本的認識の甘さを感じる。放牧地は主なる生産現場であって、牛乳生産、または、牛の健康作りに必要な運動場レベルのものではない。有機畜産の放牧地規定として、普遍的なものを希望する。	「有機畜産物の日本農林規格」は、生産の方法についての基準を定めたものであり、ご指摘のような基本的認識については、有機畜産物生産に取り組むそれぞれの関係者が創意工夫しながら、我が国の有機畜産に関する共通認識として醸成されていくものと考えられます。
離乳後のすぐの子豚は「体温調整機能」が未熟であり、「離乳ショック」、「免疫力の低下」から事故が発生する危険性が高いことから基準を見直す必要がある。	「離乳した子豚」に対しては、野外の飼育場への自由な出入りが確保されていることが原則であるため、飼養者が家畜の健康状態を踏まえて、簡易ハウス等を設置することにより、適正に放牧することが必要と考えられます。
「野外の飼育場の維持管理に支障が生じると認められる期間」は、解釈に幅があるので「維持管理に支障がおきないだけの密度、または、野外飼育場を確保する」と規定すべき。	「維持管理に支障がおきないだけの密度、または、野外飼育場を確保する」ため、野外の運動場の最低面積を提案しているところです。
2 の（8）に「ただし、年間で〇日を超えないこと」と限定付きにしてもらいたい。	天候や災害などの影響で予期できない場合もあることから、無理に野外に出入りさせて植生に大きな被害を与えるおそれもあることから、ご提案の様な規則を設けることは困難です。
家きんの放牧は一般的でない、家きんも野外の飼育場の代わりに週 2 回以上の放牧を認めるのか。	家きんを 野外の飼育場で飼養管理することが家きんの放牧であると考えています。
「生理学的・行動学的要求を尊重」する以上、生涯にわたり「繋ぎ飼い」を許容するものではないと考えるので、搾乳牛と繁殖用の牛に繋ぎ飼いが許容される期間を明確化すべき。 ----- 家畜を健康な状態に保つ上でストレスを避けることが重要。この点から、つなぎ飼いは一切禁止すべき。	我が国の飼養実態を踏まえた場合、「つなぎ飼い」を禁止すると、ほとんどの畜産農家で有機畜産に取り組む可能性が失われることになることから、週 2 回以上の放牧が行われる場合において、野外の運動場との自由な出入りを制限する「つなぎ飼い」も認める規則を提案しているところです。
「除角、断歯（豚の牙）など安全	断嘴、断尾等の措置を禁止すると、ご指摘の

のための処置以外は、断嘴、断尾など家畜の福祉に反する処置をおこなってはならない。」(突き合いや尻尾かじりは密飼いによるストレスからくる。有機畜産では必要ない。)	様に家畜及び家きんによる突き合いや尻尾かじりが起こり、負傷や死亡のおそれが生じます。これは経済的な損失だけではなく、動物福祉上の問題でもあることから、このような措置を認める規則を提案しているところです。
やむを得ず断嘴、断尾等の措置を行う場合には、苦痛を最小限にするため獣医師等の専門家により実施されるよう規定すべき。	また、この様な措置は、通常の飼育においても行われていることから、獣医師等の専門家による措置でなくとも、苦痛を与えない方法によって措置されると考えられます。
「安全又は健康の確保・・・以外の目的で、家畜又は家きんは故意に傷つけないこと」に関して、「安全」、「健康」、「故意に傷つける」の定義が曖昧で飼育者は守りづらい。具体的規定が必要である。	また、具体的な措置については、Q & Aで例示することにより周知していきます。
強制換羽は認められるのか。	強制換羽を禁止する規則は提案していませんが、「家きんが飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること。」を規則として提案していることから、絶食は認められないこととなっています。
絶食による強制換羽は禁止すべきである。	
家畜排泄物の管理・処理について「水質汚濁を招かない方法により」としか規定していないのは不十分。	別途「家畜排せつ物法」により、家畜排せつ物の適切な管理が義務づけられていることを踏まえ、規則を提案しているところです。
輸送に当たっては動物福祉を配慮し以下のような規定を追加すべき。 - 適切な間隔で給餌及び給水を行い、適切な換気及び通風により適切な温度及び湿度を維持。 - 輸送車両、容器等は家畜等が自然な姿勢で立ち上がり、横たわることのできるスペース、安全の確保等のために必要な規模及び構造のもの。 等	家畜の輸送に当たっては、例えば、家畜が暴れることを防止するために、飼料の給与は行わない、空間を広くとらない等の措置がとられています。これらは、輸送中の事故の発生を防ぐため行われている措置であり、ご提案の様な規則を設けることは困難です。
と殺における「緊張と苦痛を最小限にする方法」について、以下のような具体的規定が必要。 - 屠畜場に到着した家畜又は家きんは、適量の給餌、給水を適切な間隔で行うこと。 - 家畜又は家きんについては屠殺前に必ずスタニング（失神）を行うこと。 等	「有機畜産物の日本農林規格」は、海外における有機畜産物生産にも適用されることから、コーデックスガイドラインにない新たな規則を設けることは困難です。 具体的な措置については、Q & Aで例示することにより周知していきます。
搾乳施設及び器具の洗浄及び消毒用薬剤には、食品衛生法により許可	ご認識のとおりです。

されている酪農用洗剤及び殺菌剤が全て含まれていると解して良いか。	
家畜・家きん同士の接触による汚染は考えにくいので、同じ畜舎で一部家畜から有機転換ができるよう、非有機の非接触規定ははずすべき。	本規格に定める基準を満たす家畜及び家きんが慣行飼育された家畜及び家きんと混じることにより、区別が付かなくなったり、使用禁止資材に汚染されたりすることがないように、規則を提案しているところです。 具体的な措置については、Q & Aで例示することにより周知していきます。
「有機飼育されていないものと有機飼育されたものを接触しないこと」とあるが、どのような接触が基準不適合で、どのような措置が取られていればこの基準を満たすことになるのか明確化すべき。	
健康管理	
家きん類等飼育期間が短いものに止むを得ず抗生物質等を使用した場合には一般畜産物として取り扱うべき。（休薬期間の問題ではない。）	国際基準であるコーデックスガイドラインに準拠して、休薬期間を2倍をとることを条件に有機畜産物することができる規定としております。
健康管理の事項を次のように修正すべきである。 1 家畜又は家きんに応じた適切な飼養管理の実施により、抗病性の強化を図ること。 2 (略)、動物用医薬品（薬事法（昭和35年法第145号）第83条の2第1項に規定する動物用医薬品）を使用しないこと。 4の(1) (略)、当該医薬品の種類に応じてこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間の2倍の期間を過ぎて、検査をして薬品が抜けているかを確認できた後 (2) (略)、食用に供するためにと殺し、搾乳し、若しくは採卵する前48時間を経て、検査をし、薬品が抜けているかを確認できた後	・感染予防により疾病を予防していることを削除することについては、コーデックスガイドラインに書かれた原則を無視することとなるので、ご提案の様な修正は困難です。 ・ビタミン及び無機塩類の利用については、コーデックスガイドラインにおいても、通常の飼養管理における利用が認められています。 ・「薬品が抜けているかを確認できた後」を追加するご提案については、本規格は生産工程管理者の自主格付けであるため、ご提案のような規則を設けた場合、生産工程管理者自らが「薬品が抜けている」ことを証明する必要が生じます。このような生産工程管理者の自らが証明困難な事項を規則とすることは、適当ではないと考えます。なお、使用禁止期間は、「検査をして、薬品が抜けている」と判断される期間であり、本規格では、その期間の2倍をとることとしています。
薬事法が適用されない地域(外国)では、健康管理の項の基準はどのように適用すればよいのか。	「有機畜産物の日本農林規格」に基づいた生産を海外で行う場合にあっては、本規則は適用されることとなります。例えば、要診察医薬品又は抗生物質に該当する物質を用いて治療した場合は、我が国の薬事法に定める使用禁止期間の2倍の期間若しくは48時間は、その家畜及び家きんの畜産物は有機畜産物として販売できないこととなります。
解体、選別、調整、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理	

一般的なと場では有機管理によると畜解体は難しいのではないかと場に対し、有機畜産物との混合防止について、指導を含め国などの支援が必要である。	牛トレサ法の施行や牛及び豚肉の履歴 J A S の施行により枝肉の個体識別は行われるようになってきていることから、有機畜産物との混合防止を図ることについても取組み易くなっていると考えられます。具体的な措置については Q & A で例示することにより周知していきます。
別表 1 0 は削除すべき。	食中毒事故の発生防止等の観点からこれらの物質の使用が通知されていることから、ご提案のように削除した場合我が国でのと畜が不可能となるため、削除することは困難です。
その他	
別表 2 の資材として、デンプン由来のデンプン剤を認めてもらいたい。	別表 2 の農薬については有機農産物 J A S 規格見直しの中で検討が行われており、その結果を反映することとしております。
有機畜産は、日々の実践の中で改善され、また学問的知見の蓄積により基準も改定されていくべきである。3 から 5 年ごとの見直し規定が明記されるよう希望する。	J A S 規格は、5 年以内に見直すことが J A S 法に明記されております。
コンビニの「おでん」に有機鶏卵又は茹で卵を使っている場合、「有機の玉子使用」と店頭表示できるか。	「有機鶏卵」が事実であれば表示できます。
輸入畜産物で有機畜産物と認定されるにはどのような手続きが必要か。	海外の生産者は、農林水産大臣に登録された日本国内又は外国の登録認定機関に認定を受けることにより、有機 J A S マークを付した有機畜産物を我が国に輸出することができます。
有機畜産物の検査認証制度は、有機農産物と同様と考えて良いか。	ご認識の通りです。
我が国で有機畜産が軌道に乗るまでの間は、J A S 規格に A, B, C のランキングを設け、既存の農家が取り組みやすいようにすべき。(A は欧州ランク、B が原案、C は有機飼料の定義も甘めに設定した規格)	「有機」表示を行うためには、一般消費者が期待する最低限の基準をクリアする必要があり、コーデックスガイドラインと我が国の畜産業の現状を踏まえ規格案を作成しております。
国産畜産農家の保護の観点から、附則の「公布の日から起算して 5 年間」の読み替えは、「日本国内での生産に限り」等の制限を設けるべき。	国内外で差を設けることはできません。
有機乳は、有機畜産物か有機畜産物加工食品か。	生産行程管理者が出荷する有機乳は有機畜産物であり、乳業メーカーで殺菌工程を経たものは有機加工食品となります。

有機畜産物の J A S 規格及び有機加工食品の J A S 規格制定にあつての検討経過

部会等の 開催年月日	内 容
H 15.03.27	J A S 調査会部会（第 1 回） （規格制定にあつての仕組みの考え方）
H 15.05.14	J A S 調査会部会（第 2 回） （規格制定にあつての仕組みの考え方）
H 15.06.24	J A S 調査会部会（第 3 回） （規格制定にあつての仕組みの考え方）
H 15.07.28	J A S 調査会部会（第 4 回） （規格制定にあつての仕組みの考え方）
H 15.10.20	J A S 調査会部会（第 5 回） （規格制定にあつての仕組みの考え方）
H 15.11.25	J A S 調査会部会（第 6 回） （規格制定にあつての仕組みの考え方）
H 16.01.22	J A S 調査会部会（第 7 回） （規格制定にあつての仕組みの考え方）
H 16.03.23	J A S 調査会部会（第 8 回）
	第 8 回部会終了後 ・パブリックコメント ・WTO 通報 を実施
H 17.02.03	J A S 調査会総会

農林物資規格調査会部会委員名簿（有機畜産物）

氏 名	役 職
○谷 美代子	日本生活協同組合連合会理事
○原田 典正	全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部長
○保田 茂	前神戸大学農学部教授
○山中 博子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
粟生 美世	（社）栄養改善普及会リーダー
梅原 宏保	（社）日本養鶏協会副会長
亀田 康好	シンボライズファーム亀田牧場代表
木原 吉一	（社）日本乳業協会企画調査部長
久保田 裕子	國學院大學経済学部教授
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長
笹崎 静雄	（社）日本種豚登録協会監事
新村 裕	（社）日本食肉加工協会理事
高橋 紀夫	協同組合日本飼料工業会振興部長
武内 智	ワタミフードサービス（株）常務取締役
竹内 正博	石井養鶏農業協同組合代表理事
谷 敬子	（社）全国消費生活相談員協会
谷藤 武光	全国食肉センター協議会常務理事
徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
雙木 桂子	消費生活相談員
福士 正博	東京経済大学経済学部教授
堀江 雅子	（財）ベターホーム協会常務理事
萬野 修三	全国肉牛事業協同組合常務理事
水野 葉子	日本オーガニック検査員協会理事長
森田 満樹	食品科学広報センター主任研究員（食品表示ウォッチャー）
山根 香織	主婦連合会常任委員

○印：農林物資規格調査会委員